

【宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市、鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町用】

店舗名

売上高方式により申請する中小企業・個人事業主向け
[まん延防止等重点措置区域]

協力金額の計算方法

① 店舗のある市町・時短した期間を記載してください。

店舗のある市町					
時短した期間		から	R3.8.31	まで	日間

② 令和元年又は令和2年8月の売上高を記載してください。

令和元年8月の売上高		円
令和2年8月の売上高		円

- ・記載する売上高は消費税及び地方消費税を除いた金額としてください。
- ・売上高は、「店舗における飲食業事業の売上高」を用いてください。

③ 1日当たりの売上高＝②(令和元年又は令和2年8月の売上高)÷31日

1日当たりの売上高		円
-----------	--	---

- ・1円未満の端数は切り上げとなります。

④ 1日当たりの協力金額

まん延防止等重点措置区域分 ＝③(1日当たりの売上高)×0.4		円
その他地域分 ＝③(1日当たりの売上高)×0.3		円

[まん延防止等重点措置区域分]

- ・計算の結果、100,000円を上回る場合は100,000円(上限)となります。
- ・計算の結果、30,000円を下回る場合は30,000円(下限)となります。

[その他地域]

- ・計算の結果、75,000円を上回る場合は75,000円(上限)となります。
- ・計算の結果、25,000円を下回る場合は25,000円(下限)となります。

[共通]

- ・千円未満の端数は切り上げとなります。

⑤ 協力金支給額＝④(1日当たりの協力金額)×日数

協力金支給額		円
--------	--	---

- ・協力金支給額は、以下の合計です。

まん延防止重点措置区域分		円/日 ×		日間 =		円
その他地域分		円/日 ×		日間 =		円

着色部分へ記載して下さい。

店舗名

売上高減少額方式により申請する大企業・中小企業等向け
[まん延防止等重点措置区域]

協力金額の計算方法

① 店舗のある市町・時短した期間を記載してください。

店舗のある市町					
時短した期間		から	R3.8.31	まで	日間

② 令和元年又は令和2年8月の売上高を記載してください。

令和元年8月の売上高		円
令和2年8月の売上高		円

- ・記載する売上高は消費税及び地方消費税を除いた金額としてください。
- ・売上高は、「店舗における飲食業事業の売上高」を用いてください。

③ 1日当たりの売上高=②(令和元年又は令和2年8月の売上高)÷31日

1日当たりの売上高		円
-----------	--	---

- ・1円未満の端数は切り上げとなります。

④ 令和3年8月の売上高を記載してください。

令和3年8月の売上高		円
------------	--	---

- ・売上帳等の帳簿により記載してください。

⑤ 1日当たりの売上高減少額

= [②(令和元年又は令和2年8月の売上高)-④(令和3年8月の売上高)] ÷ 31日

1日当たりの売上高減少額		円
--------------	--	---

- ・1円未満の端数は切り上げとなります。

⑥ 1日当たりの協力金額

まん延防止等重点措置区域分 =⑤×0.4		円
その他地域分 =⑤×0.4又は③×0.3のいずれか低い額		円

(⑤1日当たりの売上高減少額×0.4) 円

(③1日当たりの売上高×0.3) 円

- ・計算の結果、200,000円を上回る場合は200,000円(上限)となります。
- ・下限はありません。
- ・千円未満の端数は切り上げとなります。

⑥ 協力金支給額=⑥(1日当たりの協力金額)×日数

協力金支給額		円
--------	--	---

- ・協力金支給額は、以下の合計です。

まん延防止重点措置区域分 円/日 × 日間 = 円

その他地域分 円/日 × 日間 = 円

着色部分へ記載して下さい。